

国立大学法人東京外国語大学学長 補佐に関する規程

〔平成23年 3月31日〕
規 則 第 22 号

改正 平成25年 3月26日規則第 8号 平成27年 3月24日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に置く学長補佐に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学長は、必要と認めるときは、その職務内容に応じ次の学長補佐若干名を置くことができる。

(1) 学長特別補佐

(2) 学長特命補佐

(職務)

第3条 学長特別補佐は、学長の命を受けて、全学的な企画、立案等に参画し、又は特定の業務を遂行し、学長を補佐する。

2 学長特命補佐は、学長の命を受けて、特定の業務を遂行し、学長を補佐する。

(任命)

第4条 学長補佐は、本学専任職員のうちから学長が任命する。

(任期)

第5条 学長補佐の任期は、学長が任期等を指定した者を除き、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることができない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。